

## 入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和8年3月2日付け北海道公立大学法人札幌医科大学公告第37号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

### 1 契約担当者等

北海道公立大学法人札幌医科大学理事長 山下 敏彦

### 2 入札に付する事項

#### (1) 契約の目的の名称

札幌医科大学附属病院医師事務作業補助業務に関する労働者派遣業務

#### (2) 入札する金額

派遣労働者1人1時間当たりの単価

#### (3) 業務の内容

別紙「医師事務作業補助の業務」のとおり。

#### (4) 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

※契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、乙は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

#### (5) 派遣労働者の数

13人

#### (6) 就業場所

札幌市中央区南1条西16丁目291番地 札幌医科大学附属病院

#### (7) 就業時間

(ア) 午前8時15分から午後5時00分まで

(イ) 午前8時30分から午後5時15分まで

(ウ) 午前8時45分から午後5時30分までのいずれか。 (休憩時間：1時間)

#### (8) 休日

(ア) 日曜日及び土曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(ウ) 12月29日から翌年の1月3日までの日（(ア)及び(イ)に掲げる日を除く。）

### 3 入札に参加する者に必要な資格

北海道公立大学法人札幌医科大学公告第36号に規定する資格を有すること。

### 4 契約事項を示す場所

札幌市中央区南1条西16丁目291番地 札幌医科大学附属病院

経営戦略部改革推進課経営管理係執務室

### 5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区南1条西16丁目291番地

札幌医科大学 臨床教育研究棟 地下1階 組合会議室

(2) 入札日時 令和8年3月16日（月）午前10時00分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

### 6 入札保証金

入札保証金は免除する。

### 7 契約保証金

契約保証金は免除する。

## 8 送付による入札の可否

認めない。

## 9 契約書の作成の要否

要

## 10 その他

### (1) 無効入札

開札の時に、3に規定する資格を有しない者のした入札、北海道公立大学法人札幌医科大学契約事務取扱規則（平成19年4月1日規程第46号。以下「契約事務取扱規則」という。）第15条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

### (2) 落札者の決定方法

契約事務取扱規則第10条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

### (3) 落札者と契約の締結を行わない場合

ア 落札者が暴力団関係事業者等であることにより北海道又は札幌医科大学が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

イ 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

### (4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

### (5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道公立大学法人札幌医科大学附属病院経営戦略部改革推進課経営管理係

イ 所在地 060-8543 札幌市中央区南1条西16丁目291番地

ウ 電話番号 011-688-9528（直通）

### (6) 入札の取りやめ

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

### (7) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

### (8) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

### (9) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。